

パブリックコメントで寄せられた意見の概要及び市の考え方

平成29年10月10日から11月10日までの間、海津市空家等対策計画（案）について意見等の募集を行った結果、1人の方から1件の意見等をいただきました。これらの意見について適宜要約したうえ、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方を次のとおり公表します。

1	<p style="text-align: center;">意見の概要</p> <p>適正な管理がされていない空家等の対応について</p> <ul style="list-style-type: none">・何年もその土地・建物を放置し、荒廃させている状況において、所有者の権利は無く、義務のみが課せられても致し方ないと思う。・放置状態の空家等については、近隣の意見・要望を優先する方向で進める。
	<p style="text-align: center;">市の考え方</p> <p>・土地・建物が放置され荒廃している状態であっても、法的には権利は存在します。従いまして、空家等の所有者である者が、適正な管理をする義務が課せられております。行政における空家等に関し、適正な処置を実施していただくため、所有者等へは管理していただく旨の通知を行います。管理を怠っている状態が継続することが確認できる状態の特定空家等につきましては、助言又は指導しつつ、改善されない場合は勧告、命令を行う必要があると考えます。</p> <p>行政におきましては、個々の事案に沿った指導等を実施し、強制的な執行について実施していくものであり、放置年数・状態について、全体的な執行の標準化を定めるものは検討していません。又、法においても定めがありません。</p> <p>・近隣の地域住民のご意見やご要望をお聞きし、その状態において、法に照らし、市において判断するものだと考えます。従いまして、そのような特定空家等における管理に対する改善がなされなければ、法的に改善処置が必要と考えます。</p>